

●香川県告示第352号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年8月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

丸亀市土器町東八丁目537番地1

四国化成工業株式会社 代表取締役社長 吉岡 隆

(2) 事業場の所在地及び名称

丸亀市港町147番地1

四国化成工業株式会社 丸亀工場

(3) 特定施設に関する事項

種	類	無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設	
能	力	①～⑧20 t/日 各1基、⑨250 t/日 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	許可後2週間	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		①～⑧連続9時間使用、⑨連続24時間使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	①②⑤3.9、③④8.6、⑥3.0 ⑦5.4、⑧4.4、⑨7	①②⑤4.0、③④⑥8.8 ⑦5.5、⑧4.5、⑨7
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	①②③④⑤⑥⑦⑧10,000	①②⑤⑦⑧10,000 ③④⑥40,000
	化学的酸素要求量 (mg/l)	①②③④⑤⑥⑦⑧2,000	①②⑤⑦⑧2,000 ③④⑥8,000
	浮遊物質 (mg/l)	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨1以下	①②③④⑤⑥⑦⑧1以下 ⑨10
	窒素含有量 (mg/l)	①②⑤3,300、③④3,500 ⑥200、⑦15,000、⑧1,000 ⑨1以下	①②⑤3,300、③④⑥3,500 ⑦15,000、⑧2,000 ⑨1以下
	りん含有量 (mg/l)	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨1以下	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨1以下
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		①②10、③④3、⑤15、⑥5 ⑦0.1、⑧1、⑨180	①②15、③④6、⑤20、⑥8 ⑦0.2、⑧2、⑨250

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	排水処理施設
能	力	120m <sup>3</sup> /日

汚水等の処理方式		凝集沈殿+中和処理			
工期等	工事着手予定年月日	既設			
	工事完成予定年月日	既設			
	使用開始予定年月日	許可後			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間使用			
処理前及び処理後の汚水等の汚染状態	項目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	1~6	0~11	6.0~7.5	6.0~7.5
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	100	150	100	150
	化学的酸素要求量 (mg/l)	3	60	3	60
	浮遊物質 (mg/l)	40	160	10	20
	窒素含有量 (mg/l)	10	60	10	60
	りん含有量 (mg/l)	1以下	1以下	1以下	1以下
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		63	85	63	85
備 考		処理後の汚水等はすべて公共下水道へ放流する。			

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分		第 1 排 水 口	
排出水の汚染状態	項目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6.0~7.5	6.0~7.5
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	5.0	14.0
	化学的酸素要求量 (mg/l)	5.0	14.0
	浮遊物質 (mg/l)	10.0	20.0
	窒素含有量 (mg/l)	1.0	2.0
	りん含有量 (mg/l)	0.1	0.1
排出水の量 (m <sup>3</sup> /日)		4,212	4,618

(備考) 今回新たに特定施設を設置するが、汚水等は排水処理施設で処理した後、公共下水道へ放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。また、一部既存施設に関して、特定施設に該当することが判明したため、併せて手続を行う。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成20年8月15日から同年9月5日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課  
丸亀市生活環境部環境課